

石 金 造

ISHIZUCHI



須崎海岸(西予市提供)

| | |
|-----------------------|----|
| 平成24年度決算の概要 | 2 |
| 平成24年度医療費の状況 | 8 |
| 被扶養者の資格調査を実施します | 10 |
| 退職予定者相談会を開催します | 11 |
| 普通貸付・物資供給事業が便利です | 12 |
| 団体信用生命保険事業 中途加入のご案内/他 | 13 |
| 特定健康診査・特定保健指導について/他 | 14 |
| 共済事業に関する懇談会を開催します/他 | 15 |

CONTENTS

決算の概要

平成24年度

平成24年度の決算が、5月30日に開催された第184回組合会で承認されました。
各経理の決算概要は次のとおりです。

経理別収支決算一覧表

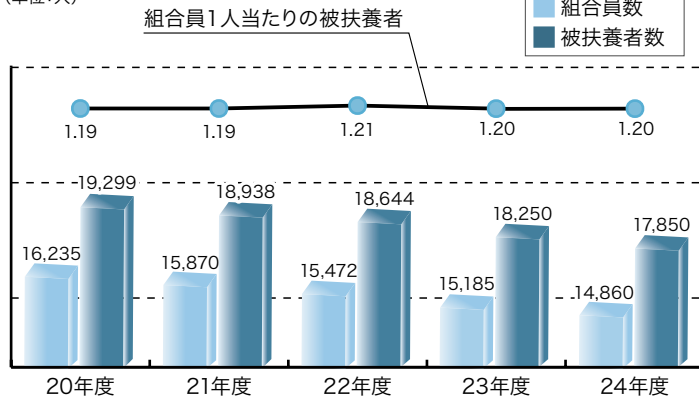
(単位:千円)

| 区分 | 収入 | 支出 | 当期利益金 (△当期損失金) |
|---------|----------------------|-----------------------|---------------------|
| 短期経理 | 9,962,204 690,678 | 10,016,630 696,157 | △ 54,426 △ 5,479 |
| 長期経理 | 21,201,746 | 21,201,746 | 0 |
| 預託金管理経理 | 178,968 | 178,968 | 0 |
| 業務経理 | 241,700 | 241,059 | 641 |
| 保健経理 | 421,933 6,176 | 273,380 6,176 | 148,553 0 |
| 宿泊経理 | 158,264 | 153,639 | 4,625 |
| 貯金経理 | 957,487 | 576,847 | 380,640 |
| 貸付経理 | 221,946 | 217,702 | 4,244 |
| 物資経理 | 19,147 | 15,609 | 3,538 |

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。
※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)

(単位:人)

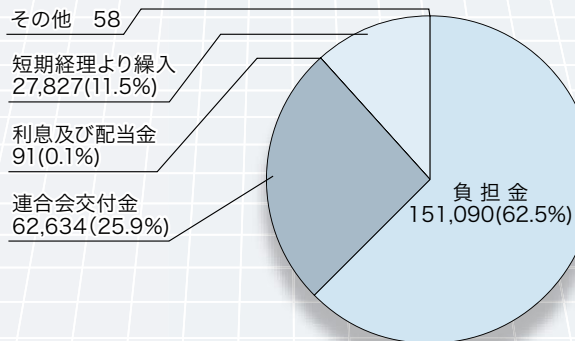


この経理は、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用等を賄う経理です。
24年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)からの交付金など2億4170万円となりました。
一方、支出総額は、2億4110万円となり、収支決算の結果、60万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



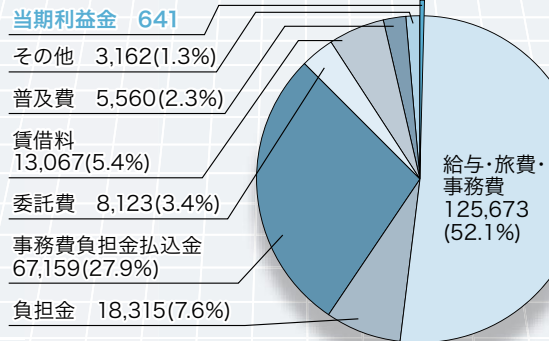
業務経理

収入 241,700 (単位:千円)



()内は収入に占める割合

支出 241,059 (単位:千円)



()内は支出に占める割合

短期経理

【短期給付関係】

24年度は、財源率を前年度より2.4%引き下げた95.04%とし、7年ぶりに全国連合会が実施する財政調整事業・特別財政調整事業の適用を受けない運営となりました。

収入総額は、短期掛金・負担金など99億6220万円で、財源率を引き下げたことも影響し、前年度と比べ4億2400万円の減少となりました。

一方、支出総額は、法定給付・附加給付など、100億1660万円で、前年度と比べ4億2450万円の減少となりました。

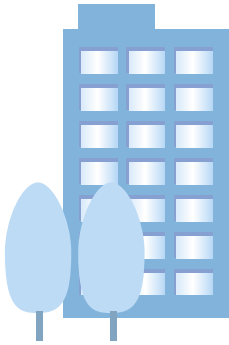
また、高齢者医療制度に係る拠出金等は、前期高齢者納付金の大幅な減少により、40億1140万円（対前年度比3億1510万円減）となりましたが、支出額の45%を占めており、依然として短期経理の財政を圧迫しています。

収支決算の結果、5440万円の当期損失金を計上しましたが、前年

度から繰り越した欠損金補てん積立金の一部を取り崩して補てんしました。

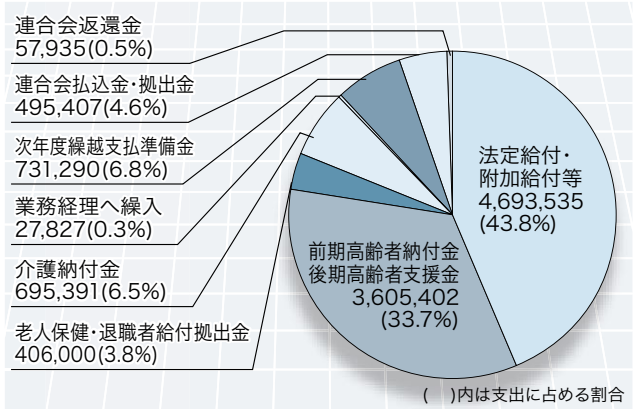
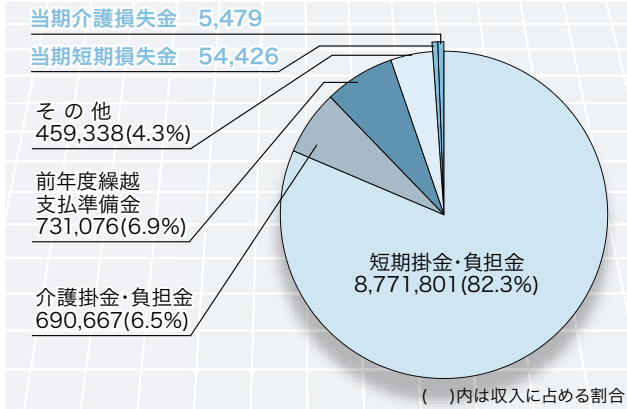
【介護保険関係】

24年度は、財源率を前年度より0.16%引き下げた10.56%とし運営した結果、550万円の当期損失金を計上しましたが、前年度から繰り越した介護積立金を取り崩して補てんし、なお不足する500万円は介護繰越欠損金として翌年度へ繰り越しました。

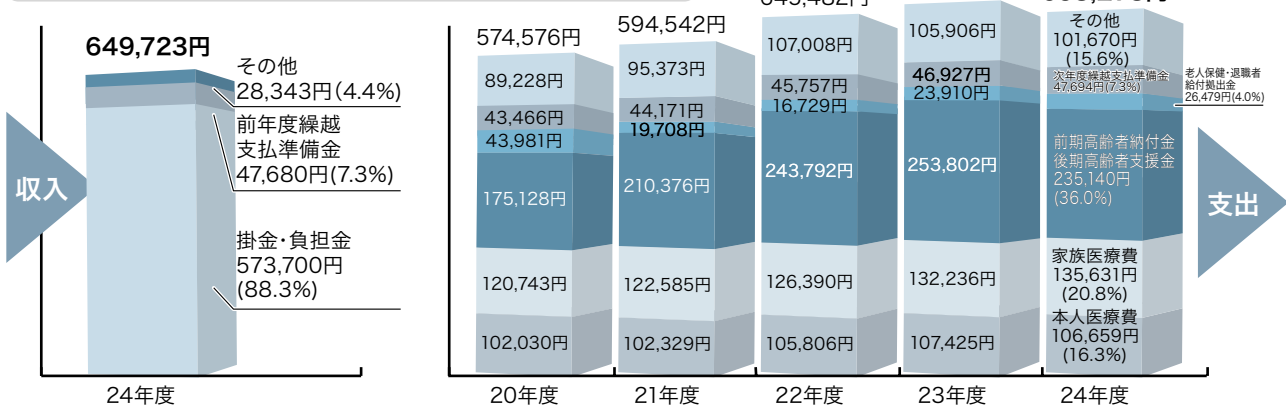


収入 10,652,882 (単位:千円)

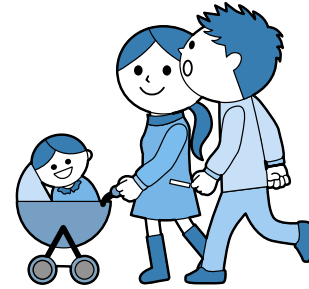
支出 10,712,787 (単位:千円)



組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



貸付経理



この経理は、年金原資である積立金を預託金管理経理から借り入れて、組合員の皆さまに資金の貸付けを行う経理です。

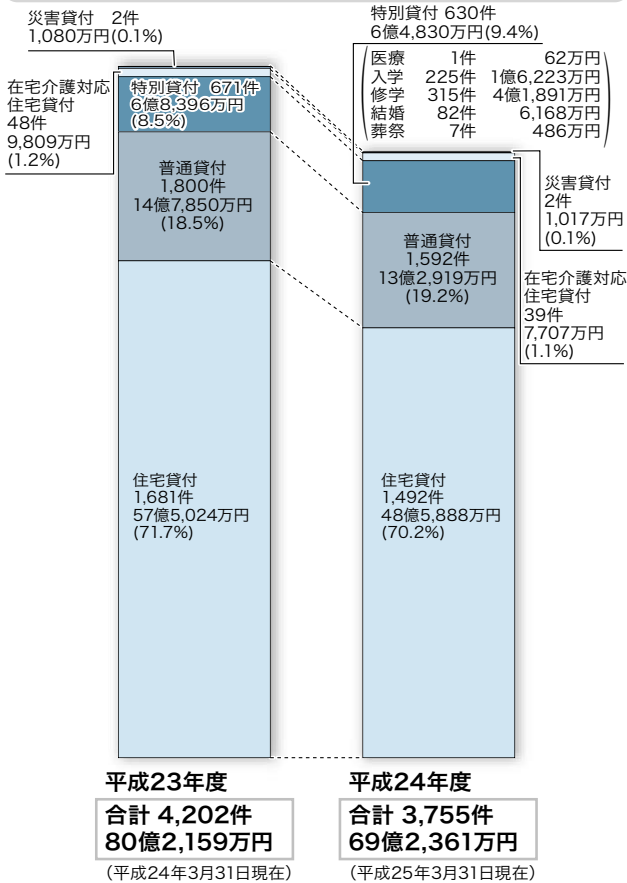
収入総額は、組合員貸付金利息1億9540万円などの2億2190万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息1億6860万円などの2億1770万円となりました。

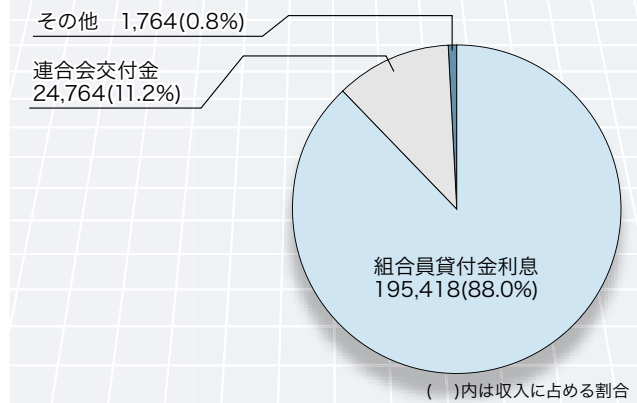
収支決算の結果、420万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

なお、新規の貸付は前年度に比べ、件数で約40件、金額で5950万円減少しており、年度末の組合員貸付金は、前年度に比べ10億9800万円減の69億2360万円と減少傾向が続いています。

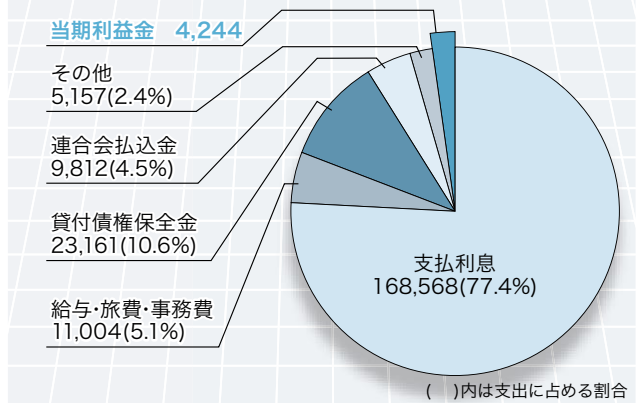
組合員貸付金の状況



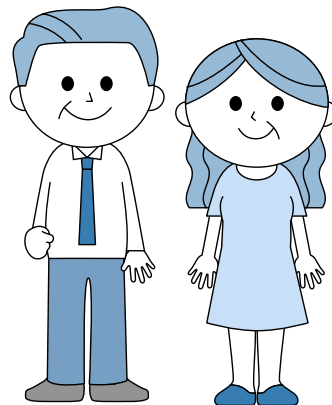
収入 221,946 (単位:千円)



支出 217,702 (単位:千円)



預託金管理経理



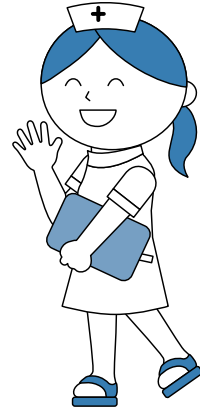
この経理は、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

24年度の収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など1億7900万円、全額を全国連合会へ払い込むこととなります。

資金運用に関する情報は、本組合のホームページで公開しています。

平成24年度決算概要

保健経理



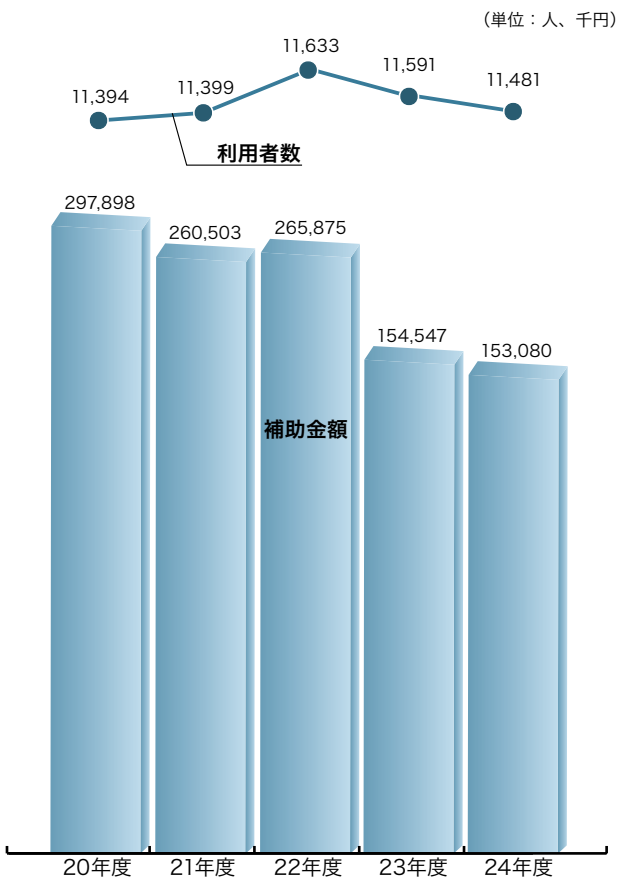
この経理は、人間ドックの利用助成等、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業と特定健康診査及び特定保健指導を行う経理です。

24年度の収入総額は、掛金・負担金のほか、今年度から実施の県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業に係る県・市町等からの補助金620万円を含め、4億2810万円となりました。

一方、支出総額は、人間ドック等の利用助成額を昨年度と同様に1万4000円に引き下げた結果、厚生費1億9160万円など2億7950万円となりました。

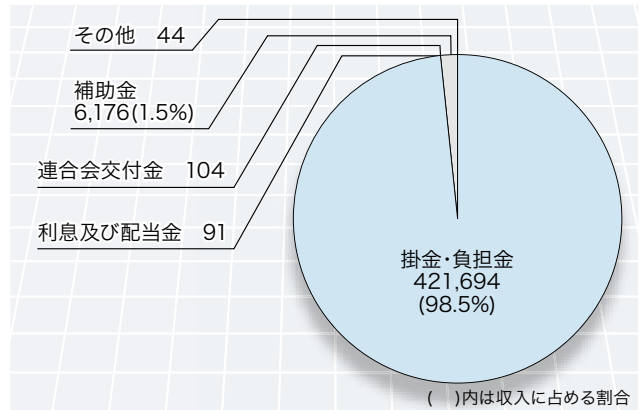
収支決算の結果、1億4860万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



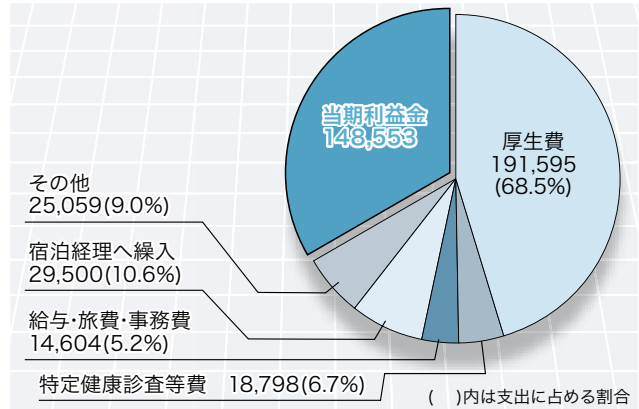
(備考) 平成23年度から、人間ドック等利用助成金を24,000円から14,000円に引き下げた。

収入 428,109 (単位:千円)



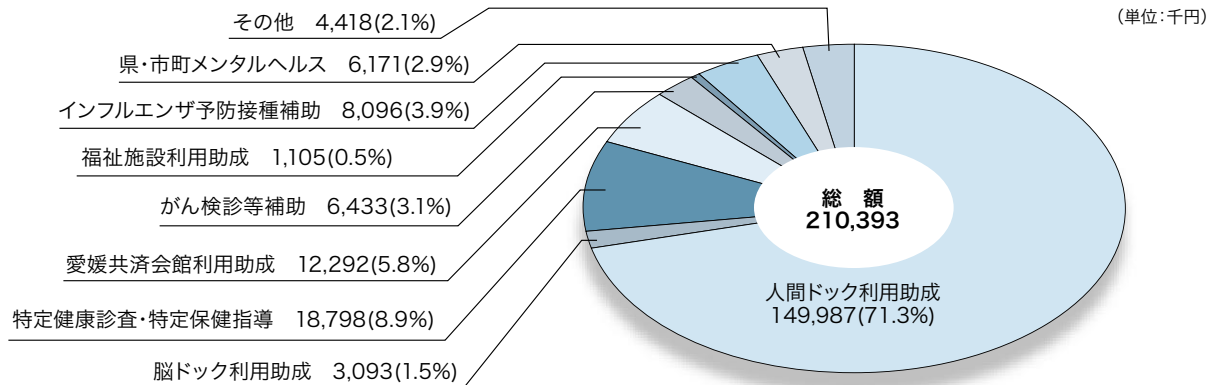
()内は収入に占める割合

支出 279,556 (単位:千円)



()内は支出に占める割合

事業実施状況



(単位:千円)

宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。

収入総額は、施設収入8960万円及び保健経理からの繰入金2950万円など1億5830万円となりました。

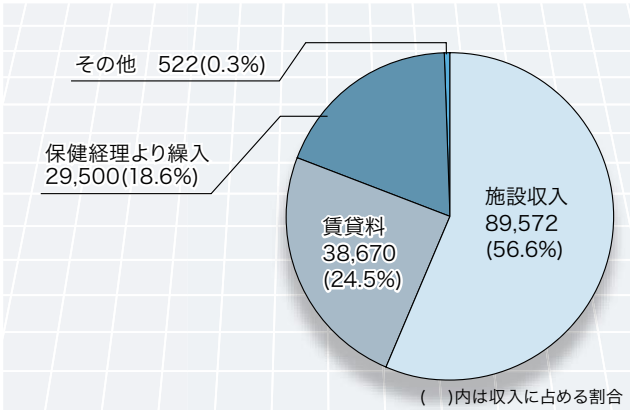
一方、支出総額は、1億5370万円となりました。

収支決算の結果、宿泊利用率が事業計画を4・9ポイント上回る73・4%となったことや諸経費の削減などにより、460万円の当期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

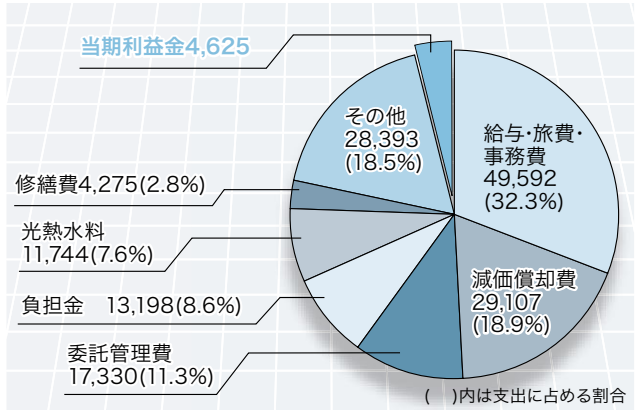
お得な1泊2食付きの「四季の伊予路プラン」やご好評につき第2弾がスタートした「四国旅劇場」など、今年度も多種多様なプランをご用意いたしております。

より一層、安全・安心で快適な施設運営を心がけてまいりますので、引き続き宿泊・宴会・会議等のご利用をお願いいたします。

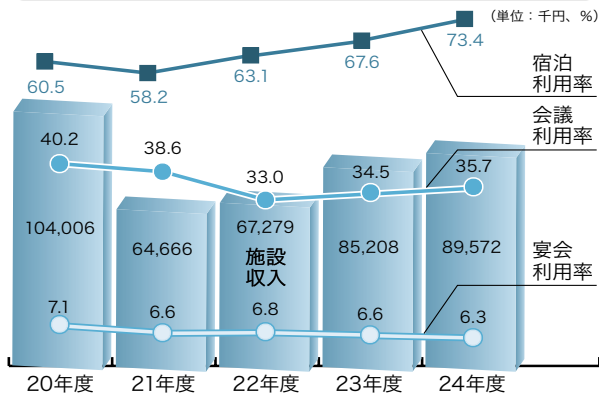
収入 158,264 (単位:千円)



支出 153,639 (単位:千円)



えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



長期経理

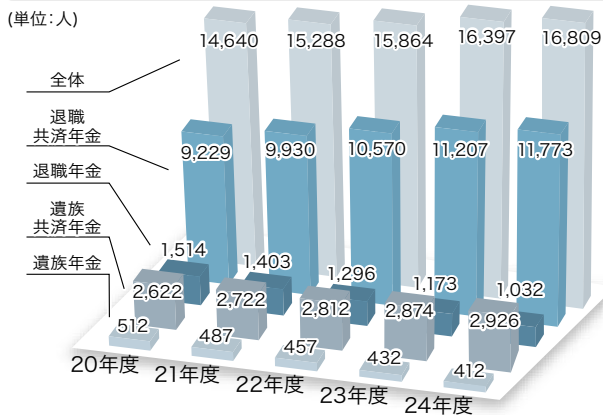
この経理は、年金の原資となる長期掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。

24年度は、212億170万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

年金受給者数は、1万6809人（対前年度比412人増）となっております。

また、24年度末における退職共済

年度別年金受給者数の推移



年金受給者数及び平均年金額

| 区分 | 受給者数 | 平均年金額 |
|--------|--------|-----------|
| 退職共済年金 | 11,773 | 1,351,235 |
| 遺族共済年金 | 2,926 | 1,342,331 |
| 退職年金 | 1,032 | 2,260,095 |
| 遺族年金 | 412 | 1,191,825 |

年金受給者の平均年金額は135万1235円となっております。

平成24年度決算概要

貯金経理

この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした「共済貯金事業」を行う経理です。

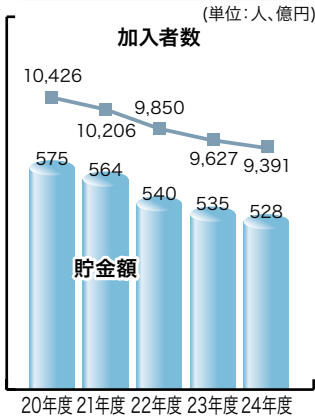
組合員数の減少により、貯金残高、貯金者数ともに前年度を下回る結果となりました。収入総額は、資金運用による利息及び配当金など9億5750万円で、前年度と比べ1億2000万円の増加となりました。

一方、支出総額は、支払利率を昨年度と同様の1・0%で運営した結果、支払利息5億2410万円など5億7680万円となりました。

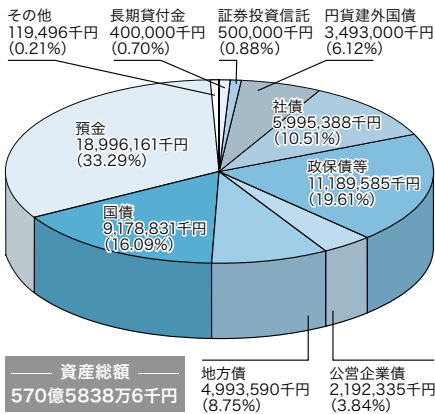
収支決算の結果、3億8070万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

組合員の加入率は61・47%、また、年度末の貯金額は527億5020万円となりました。

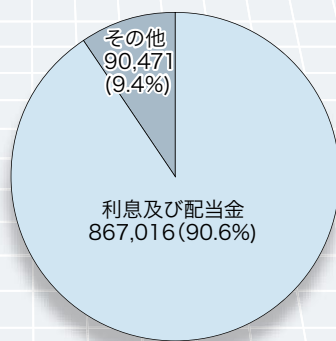
組合員貯金額・加入者数の推移



【平成24年度決算 貯金経理 資産構成割合】

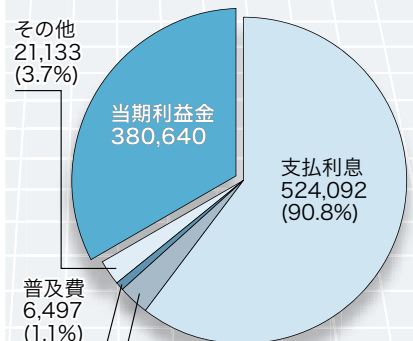


収入 957,487 (単位:千円)



()内は収入に占める割合

支出 576,847 (単位:千円)



()内は支出に占める割合

物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

| 販売品目 | 件数 | 金額 | 割合 |
|-------|-----|---------|-------|
| 自動車 | 167 | 231,671 | 96.4 |
| 自動二輪車 | 5 | 5,265 | 2.2 |
| 家具 | 2 | 347 | 0.1 |
| その他 | 18 | 2,994 | 1.3 |
| 合計 | 192 | 240,277 | 100.0 |

この経理は、組合員の皆さまが、本組合の「指定店」で自動車や家電製品等生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの受取手数料など1910万円となりました。

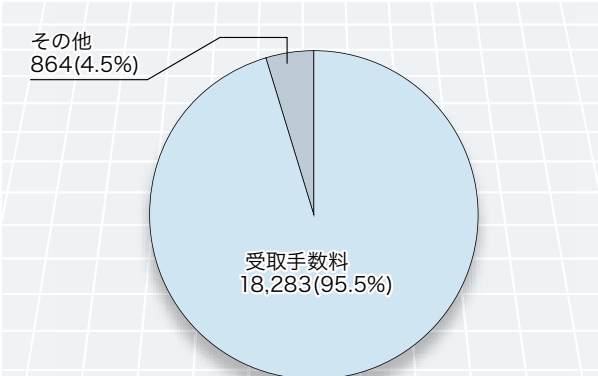
一方、支出総額は、預託金管理経理及び貯金経理からの借入金に対する支払利息や貸付事故に係る保険料など1560万円となりました。

収支決算の結果、350万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

物資の販売件数は、192件で、販売金額は、前年度より710万円増の2億4030万円となりました。

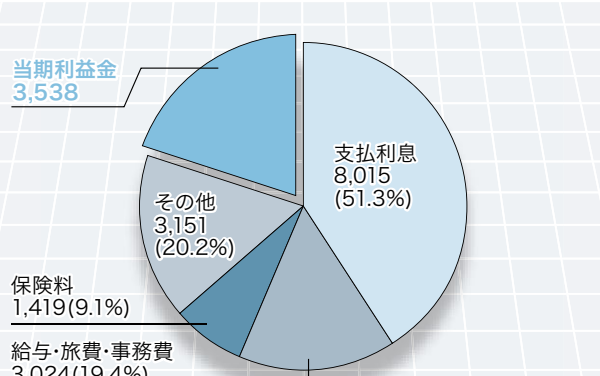
物資経理

収入 19,147 (単位:千円)



()内は収入に占める割合

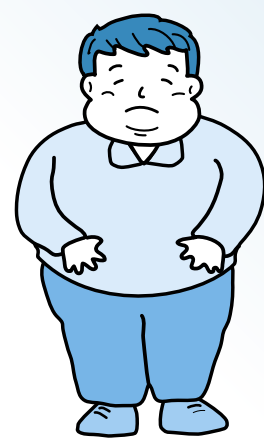
支出 15,609 (単位:千円)



()内は支出に占める割合

被扶養者の医療費が大幅増加

1人当たり医療費及び医療費の3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。



1人当たり医療費

(1人が1年間に使った平均医療費)

平成24年度の1人当たり医療費は、組合員が11万5704円、被扶養者が12万4199円となっています。前年度と比較して、組合員は636円減少、被扶養者は4375円の増加で11年連続の増加となっています。

共済組合では、今年度も短期給付財政の安定化計画を策定し、がん検診等補助や人間ドック等利用助成による疾病予防の事業等を進めるとともに、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施しています。皆さまには、各事業をご利用いただき、健康の保持・増進にご協力をお願いします。

受診率

(1カ月100人当たりの受診件数)

平成24年度の受診率は、組合員が66.03%、被扶養者が72.28%で、前年度と比較して組合員・被扶養者ともに増加となっています。20年度以降5年間の受診率の推移では、組合員は横ばい傾向ですが、被扶養者は増加傾向となっています。

1件当たり日数

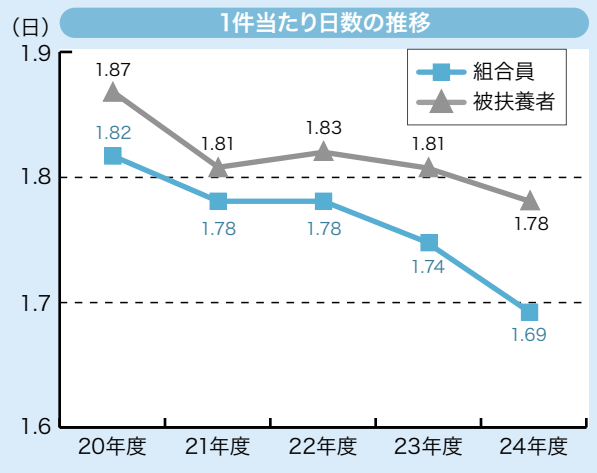
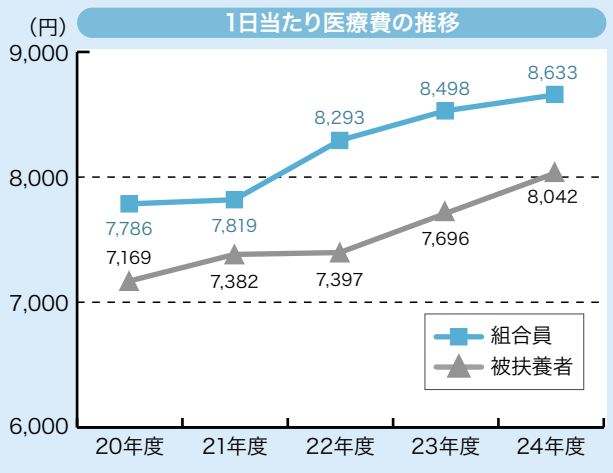
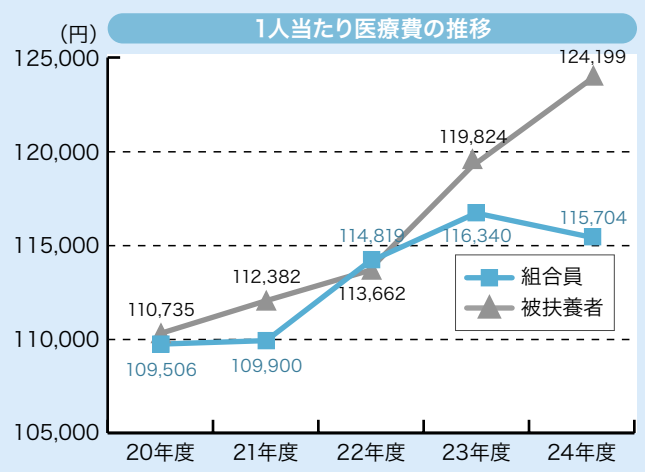
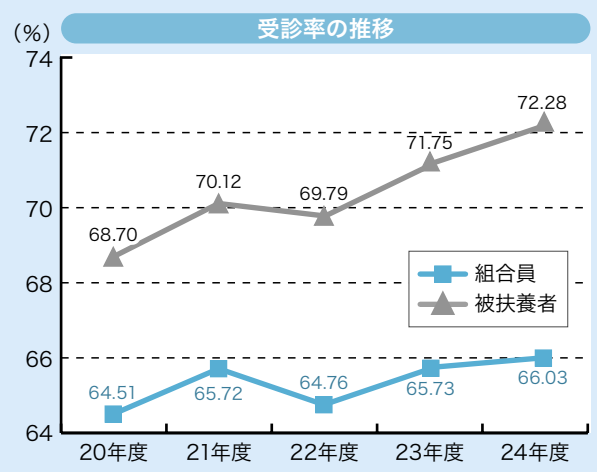
(一つの医療機関で1カ月に受診した平均日数)

平成24年度の1件当たり日数は、組合員が1.69日、被扶養者が1.78日となっています。前年度と比較して、組合員は0.05日、被扶養者は0.03日減少しており、薬剤投与期間の長期化や療養病床の再編成などの影響から、引き続き減少傾向にあるものと考えられます。

1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成24年度の1日当たり医療費は、組合員が8633円、被扶養者が8042円となっています。医療の高度化や薬剤投与期間の長期化などの影響から、組合員・被扶養者ともに増加傾向にあり、前年度と比較して、組合員は135円の増加、被扶養者は346円の増加となっています。



平成
24年度

病類別医療費

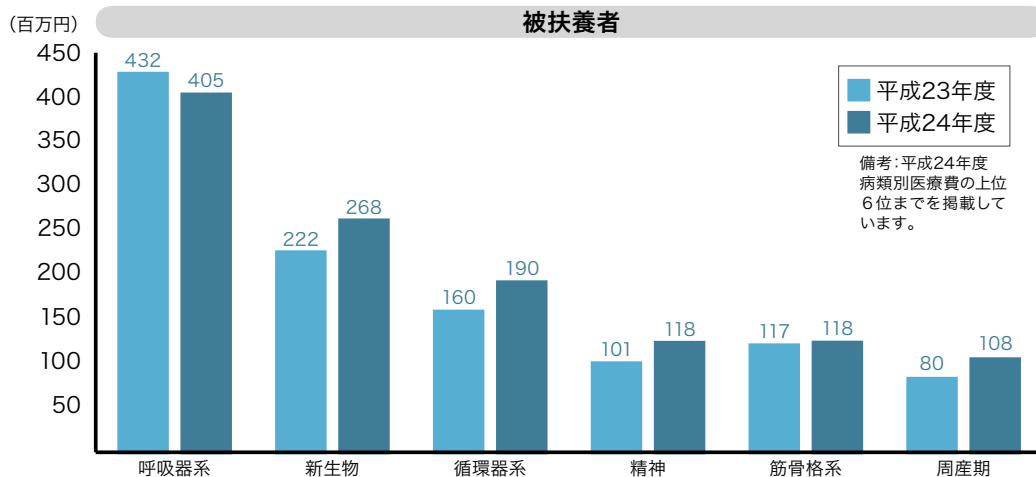
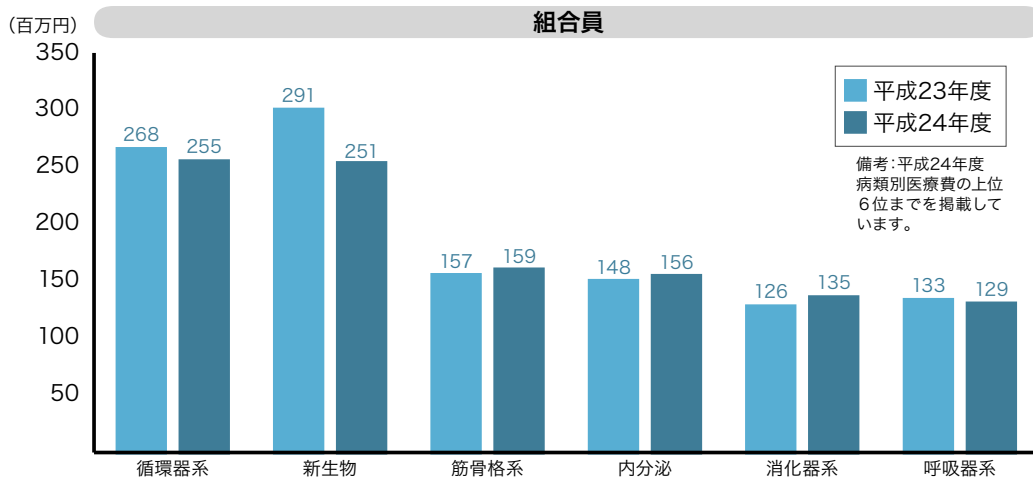
被扶養者の新生物の 医療費が増加

平成24年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位循環器系2億5500万円(13・3%)、2位新生物2億5100万円(13・1%)、3位筋骨格系1億5900万円(8・3%)となっています。

前年度と比較して、循環器系が1300万円の減少、前年度1位だった新生物が4000万円の減少となりました。

被扶養者については、1位呼吸器系4億500万円(17・1%)、2位新生物2億6800万円(11・4%)、3位循環器系1億9000万円(8・1%)となっています。

前年度と比較して、1位の呼吸器系は2700万円の減少となりましたが、それ以外の上位6位までの医療費が増加しており、特に新生物は4600万円の大幅な増加となっています。



病類別の主な疾患・症状

精神

統合失調症、躁うつ病、認知症、アルコール依存症候群、アルコール中毒、神経症

内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症

新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症、急性呼吸不全

周産期

未熟児、胎児発育遅延、低出生体重児、巨大児、出産外傷、出産児仮死

消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎

筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、肩関節周囲炎、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、多発性関節症、脊椎症

循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈硬化症

被扶養者の資格調査

を実施します！

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。

この調査は、適正な被扶養者の認定を行う上で重要な調査となりますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

- ① 平成25年4月以降に認定された者
- ② 平成25年3月以降に更新手続をした者

◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務係(TEL 089・945・6315)へお問い合わせください。

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、主として組合員の収入により生計を

維持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

被扶養者資格調査提出書類一覧表

| 区 分 | 提 出 書 類 |
|--------------------------------------|---|
| ① 学生 | ○在学証明書(平成25年4月1日以降に交付された在学証明書) |
| ② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者 | ○障害者手帳の写、又は診断書(就労に制限を受ける旨の内容記載のもの) |
| ③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。) | ○平成25年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は25年度において改定がない場合は、25年6月分の送金通知書の写) |
| ④ 給与収入のある者 | ○平成24年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写 |
| ⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者 | ○平成24年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○事業収入申立書 |
| ⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者 | ○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類 |
| ⑦ 継続認定(就職活動中)の者 | ○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員被扶養者証 ○平成25年度(平成24年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時) |
| ⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者) | ○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員被扶養者証 |

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

収入について

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は下表「被扶養者認定の収入基準額表」とおりです。

◎ 給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎ 事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。（所得税法上の所得額とは異なる場合があります。）

◎ 年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

被扶養者の認定の取扱い

18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者

を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生（定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。）
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができます。

① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務（民法第752条）の観点から、夫婦（父母）の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦（父母）

が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

② 経済的援助

組合員と同居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額（仕送り額）が、父母の収入の総額（仕送り額を含む）の3分の1を下回る場合

被扶養者認定の収入基準額表

| 区 分 | 基 準 額 | |
|--|--------------|--------------------------|
| 公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など (遺族年金・障害年金を含みます。) | 60歳以上の方 | 年額180万円 |
| | 障害年金を受給している方 | |
| | その他 | 年額130万円 (月額 108,334円) |
| 上記以外の収入がある方 | | |
| 雇用保険(失業給付)を受給している方 | | 日額3,612円 |

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

平成25年度退職予定者 相談会を開催します!

平成25年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・共済年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。

退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

日程表

| | 開催年月日 | 開催場所 | 対象範囲 |
|-----------|-------------------|-----------------------|------------------|
| 平成25年 | 8月23日(金) | 西条市役所 | 西条市 |
| | 9月13日(金) | 大洲市総合福祉センター | 大洲市・内子町 |
| | 9月18日(水) | 八幡浜市役所 | 八幡浜市・伊方町 |
| | 10月8日(火) | 新居浜市役所 消防庁舎 | 新居浜市 |
| | 10月9日(水) | | 四国中央市 |
| | 10月28日(月) | 宇和島市役所 | 松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市 |
| | 10月29日(火) | | 宇和島市 |
| | 11月6日(水) | | 西予市 |
| | 11月8日(金) | 今治市役所 | 今治市・上島町 |
| 11月27日(水) | えひめ共済会館 | 伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町 | |
| 平成26年 | 1月16日(木)~1月17日(金) | 松山市役所 | 松山市 |
| | 2月 | えひめ共済会館 | 全所属所 |

(注)一部事務組合等の組合員の皆さんは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方におすすめ 普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

組合員限定のため比較的 low 利かつ有利な条件で借入れを受けることができるうえ、給与天引きによる返済となることから月々の返済にお手間を取らせません。一部又は全部の繰上償還も手数料なしで随時受け付けておりますので、賞与月等で余裕があるときに繰上償還することにより、その期間の利息が不要となるため、返済総額を節減することもできます。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業及び物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度があります。各制度内容につきましては、本誌面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載しています。

なお、利用申込みに当たっては、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

| | 貸付事業(普通貸付) | 物資供給事業 |
|-----------------|--|---|
| 貸付(立替)事由 | 自動車、家電製品等を購入するとき | 指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「契約業者(指定店)名簿」又は共済組合HPでご確認ください。 |
| 利用限度額 | 給料月額6か月分(200万円を超えるときは200万円) | 200万円 |
| 利率(変動)H25.7.1現在 | 年2.72%(債権保全に係る一部負担金年0.06%を含む。) | 年2.90% |
| 償還(返済)方法 | 毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。 | 毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。 |
| 償還回数 | 申込額に応じて定められている回数(最長120回) *共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。 | 60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数) |
| 繰上償還 | 未償還元金の全部又は特定回数分 | 毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分 |
| 締切日及び送金日 | 締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) *組合員が購入店に支払う。 | 締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(指定店の口座へ送金) *共済組合が指定店に立替えて支払う。 |
| 利用制限 | 他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など | 共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など |

計画的なご利用をお願いします

貸付事業・物資供給事業における貸付金・立替金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、事業の安定した運営に支障をきたすおそれがありますので、無理のない返済計画を立て、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、貸付審査に当たっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

貸付事業を
ご利用の皆さまへ



団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金(普通・修学貸付を除く。)を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合、保険金で債務を相殺することにより組合員とその家族の生活の安定を図ることを目的とする保険制度です。

■対象者

- 貸付申込時の健康状態が下記の告知事項に該当したため加入できなかった方で、その後状態が改善された方及びその他の理由により未加入の方
- 申込日の属する月の末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)残高が50万円以上あり、満70歳未満の方

告知日現在、正常に就業し、かつ過去3年以内に次の病気で連続2週間以上の入院をしていないこと。

告知事項

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

※脱退後の再加入はできません。

■保険金額

申込日の属する月の末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた額

2年目からは、毎年9月末日の残高を保険金額とします。

■保険適用開始日

申込日(告知日)の属する月の翌々月1日

■特約保証料(保険料)

保険金額10万円につき月額20円(年額240円)

初回払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から、1年分を申込日(告知日)の属する月の翌々月に引き落とし、2年目以降も毎年初回に引き落としした月と同月に引き落とされます。

(参考)貸付金残高3,973,818円の場合

400万円に切上げ

400万円÷10万円×20円=800円

保険料：800円×12月=9,600円(年額)

■加入手続

共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

■その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を補填するもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額÷12)1万円当たり99円です。

(参考)平均返済月額が20,000円の場合

20,000円÷10,000円×99円=198円

保険料：198円×12月=2,376円(年額)

物資指定店

| 区分 | 年月日 (変更は届出日) | 指定店名 | 所在地 | 電話番号 | 取扱商品 |
|----|-----------------|---------|-------------------|-------------------|---------------|
| 追加 | H25.5.22 | T・P・G・L | 松山市西垣生町 1714-1 | (089) 989-7044 | 自動車 (車検含む) |

ボーナスの預入れ先に最適!
共済貯金 年利1.0%
(税引後0.79685%)

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全に第一に運用しており、現在約9100人の組合員の方にご利用いただいています。ボーナスの預入れ先として是非ご利用ください。

預入れは、臨時増額貯金専用の振込用紙を使い、払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができます。

なお、新規で臨時増額貯金や定例貯金の利用を希望される場合は、併せて印鑑票などの提出が必要となります。ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

【このページについての問合わせ先】 共済組合 経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査とは

本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム、以下「メタボ」)をはじめ、主な生活習慣病に的を絞った健診です。

メタボは内臓の周囲に脂肪が蓄積され、さらに血圧、血糖値が高い、血中の脂質が多い等の症状が2つ以上重なった状態です。心臓病や脳卒中等の重い生活習慣病に進む危険性が高く、早い段階で改善することが極めて大切です。

●組合員…職場の定期健康診断又は人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受診したものとします。

●被扶養者…対象となる方は、6月初旬に「受診券」を所属経由で配付しています。(※本年4月1日現在で資格のない方・人間ドック利用者を除きます。)

案内文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証」(保険証)を必ず持参し、契約実施機関で受診してください。

受診者の自己負担はありません。無料で受診できますので、健康チェックのためにも、ぜひ健診を受けていただきますようお願いいたします。

なお、受診券の有効期限は平成25年12月31日ですので、期限内の受診をお願いします。

特定保健指導とは

受診結果に基づいて、メタボのリスクがある「動機付け支援」の対象者、リスクが高い「積極的支援」の対象者が選定され、支援対象者は、医師、保健師、管理栄養士等の専門家による保健指導(面接・通信による生活習慣改善のための支援)を受けることになります。

●組合員…支援対象者と判定された方には共済組合又は委託機関の保健師が所属所等にお伺いし、保健指導を行いますので、ご案内のあった方は、生活習慣の見直し及び生活習慣病の予防のため、是非、保健指導を受けてください。(無料)

●被扶養者…対象となる方は、共済組合から「特定保健指導利用券」を配付いたしますので、契約実施機関で保健指導を受けてください。無料で利用できますので、生活習慣改善のため、ぜひご利用をお願いします。

この特定健康診査・特定保健指導事業は、本年度から第2期が始まりました。第2期の特定健康診査等実施計画は次のとおりです。

特定健康診査等実施計画〔第2期〕

平成25年4月

(※紙面の関係で抜粋して掲載しています。詳細は組合ホームページをご覧ください。)

第一 目的 本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき、第1期(平成20年度から平成24年度)に続き、第2期(平成25年度から平成29年度)を定めるものである。

第二～第三 略

第四 達成目標

1 特定健康診査の実績に係る目標

(単位：%)

| 区分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 国の参酌標準 |
|------|------|------|------|------|------|--------|
| 組合員 | 95 | 95 | 96 | 96 | 97 | — |
| 被扶養者 | 50 | 55 | 60 | 65 | 70 | — |
| 計 | 82 | 84 | 86 | 88 | 90 | 90 |

2 特定保健指導の実施に係る目標

(単位：人、%)

| 区分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 国の参酌標準 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 特定保健指導対象者数 | 2,256 | 2,302 | 2,343 | 2,359 | 2,371 | — |
| 実施率 | 22 | 25 | 30 | 35 | 40 | 40 |

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標 平成29年度において平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

第五 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

(単位：人)

| 区分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 組合員 | 9,442 | 9,565 | 9,620 | 9,608 | 9,564 |
| 被扶養者 | 4,080 | 3,912 | 3,802 | 3,623 | 3,424 |
| 計 | 13,522 | 13,477 | 13,422 | 13,231 | 12,988 |

2 特定保健指導

(単位：人)

| 区分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施者数 | 496 | 583 | 706 | 825 | 950 |

第六 特定健康診査等の実施方法

1 実施方法

(1)特定健康診査について 組合員については、各所属所が事業者健診を委託する健診機関及び本組合が人間ドック等利用助成事業に係る健診を委託する健診機関で実施する。被扶養者については、保険者協議会及び全国地方公務員共済協議会による集合契約に基づく健診機関等及び本組合が人間ドック等利用助成事業に係る健診を委託する健診機関で実施する。

(2)特定保健指導について 保健指導については、本組合の保健師(個別契約機関を含む。)、保険者協議会及び全国地方公務員共済協議会による集合契約に基づく指導機関で実施する。

※第六2～第九 略

【このページについての問い合わせ先】 保健課厚生係 ☎089(945)6318

平成25年度

共済事業に関する 懇談会を開催します！

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きするため、平成22年度から「共済事業に関する懇談会」を開催しております。本年度は左表のとおり7月から9月にかけて、組合会議員の選挙区ごとに県内6か所で開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

なお、日程等の詳細につきましては、決定次第、該当所属所の共済事務担当課(係)を通じてご案内いたします。

また、懇談会でのご意見・ご要望等につきましては、本紙及び本組合ホームページに掲載させていただきますとともに、各共済事業の発展・充実を図るための参考とさせていただきます。

| 開催年月日 | 開催場所(選挙区) |
|----------|------------|
| 7月11日(木) | 四国中央市(第1区) |
| 8月6日(火) | 久万高原町(第2区) |
| 8月19日(月) | 東温市(第2区) |
| 8月22日(木) | 砥部町(第2区) |
| 9月9日(月) | 鬼北町(第3区) |
| 9月11日(水) | 八幡浜市(第3区) |

共済組合職員募集

当共済組合(事務局及びえひめ共済会館)に勤務する職員の採用試験を次のとおり実施します。

採用予定人数
若干名

受験資格

昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

学校教育法に規定する大学(修業年限4年以上のものに限る。)を卒業又は平成26年3月までに卒業見込みの者

第一次試験

平成25年9月1日(日)

採用試験申込書・実施要領の配付

平成25年7月22日から共済組合事務局(えひめ共済会館3階)で配付します。

郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号(A4サイズ))を同封してください。

受付期間等

平成25年7月22日～8月6日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ及び郵送先

〒790-8678

郵便事業(株)松山支店

私書箱第29号

愛媛県市町村職員共済組合 総務課

TEL 089-945-6315

本年9月に長期給付に係る 掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成25年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

| 給料に対する割合※ | 期末手当等に対する割合 |
|--------------------|---------------|
| 10.13500 | 8.108 |
| 10.35625(+0.22125) | 8.285(+0.177) |

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっていきます。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

監事



甲岡秀文氏 再選

学識経験監事



原田満範氏 再選

鬼北町長選挙で再選された甲岡秀文議員(監事)が5月10日の組合会議員補欠選挙で再選され、5月30日の第184回組合会において、再度、監事に選出されました。

任期満了に伴う学識経験監事の選挙が、5月30日の第184回組合会において実施されました。その結果、原田満範氏(松山大学経営学部教授)が再選されました。任期は、平成25年6月28日から平成27年6月27日までの2年間です。

四季の伊予路プラン **夏**

愛媛県産旬の食材にこだわった夕食を是非ご堪能ください。

**ご予約
承り中**

期間：平成25年8月31日まで



～お品書き～

- 先附 翡翠茄子ちりめん添え
- 造り アオリイカの刺身
- 椀物 伊予柑素麺
- 焼物 松山長茄子田楽焼き
- 一人コンロ 伊予芋豚のしゃぶしゃぶ
- 揚物 海老博多揚げ
- 御飯 ひつまふし
- デザート 温州蜜柑シャーベット



1泊2食付

お1人様 **7,100円**

※朝食はバイキング形式となります。

※その他ご予算に合わせた各種宴会料理をご用意させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況 (6月20日現在)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 7月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ● | ● | |
| 7月 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 |
| | ● | ● | ● | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × | ● | ● | ● | ● |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 8月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
| | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | |
| | ● | ● | × | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 8月 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | ● | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | |

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」第2幕

四国の味を
食べ尽くそう!

平成27年3月31日まで

1日目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2日目 10%off 3日目 50%off 4日目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて
好評承り中♪

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



須崎海岸(西予市三瓶町)

表紙によせて

西予市の西部に位置する須崎海岸では、とても珍しい、垂直になった4億年前の地層を見ることが出来ます。

同市では、日本列島誕生の鍵を握るとも言われている「黒瀬川構造帯」をはじめとした、ジオ(大地)に関わる自然遺産や文化遺産を、教育やツーリズムに活用しながら地域づくりを行う「四国西予ジオパーク構想」を掲げており、現在日本ジオパークの認定地域を目指しています。

皆さんも多様な自然、歴史、生態系を通じ、地球のこと、地域のこと、そして自分自身のルーツについて考えてみませんか？

組合の現況 (平成25年5月末現在)

| | |
|-------------|----------|
| ◎所属所数 | 41 |
| ◎組合員数 | 14,975人 |
| 男 | 9,671人 |
| 女 | 5,124人 |
| ◎平均給料月額(短期) | 317,543円 |
| ◎被扶養者数 | 17,601人 |
| (含任継) | 内243人 |
| ◎任意継続組合員 | 366人 |
| ◎年金受給者数 | 16,852人 |